

別表 1

1 「大規模修繕」(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。)

施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

2 「耐震化」(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。)

耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事
-----	--

3 対象施設 (大阪市内に限る)

- (1) 広域型 (定員 30 人以上をいう。以下同じ。) の特別養護老人ホーム
- (2) 広域型の介護老人保健施設
- (3) 広域型の介護医療院
- (4) 広域型の養護老人ホーム
- (5) 広域型の軽費老人ホーム

別表 2 配分基準

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
広域型 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	大阪府知事通知による配分基礎単価	定員数	大阪市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

ただし、「大阪府知事通知による配分基礎単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表に定められている「配分基礎単価」とする。